

平成 21 年 6 月 26 日

各 位

株式会社大和証券グループ本社

## 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の執行役会において、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループでは、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 ヶ年計画であるグループ中期経営計画「“ Passion for the Best ” 2011」を策定いたしました。「“ Passion for the Best ” 2011」では、「ステークホルダーから信頼される 日本を代表するエクセレントカンパニー」を経営ビジョンとして掲げ、大和証券グループならではの付加価値の高い商品・サービスを提供すべく、中長期的に想定されるお客様のニーズや環境変化を捉え、以下の 3 つの分野に機動的かつ重点的に経営資源を配分し、「ビジネスモデルの再構築」を実行することとしています。

「貯蓄から投資へ」の潮流を推し進めるべく、リテールビジネスへの経営資源を投入することで、預り資産の拡大へ注力

投資家のリスク許容度の適正化や、産業構造の転換・事業再編の潮流を見据え、透明性の高い金融商品の提供や、企業の事業・財務戦略を強力にサポートすることで、サステナブルな投資銀行モデルの確立

アジア・新興国の相対的高成長を見据え、新興国関連の幅広い商品を提供するなど、アジア・新興国関連のビジネスを拡大

現在、世界的な経済・金融危機の影響を受け、国内外の金融機関による国境を越えた経営統合・再編・買収・提携等の動きが加速しています。その中で当社が「ステークホルダーから信頼される 日本を代表するエクセレントカンパニー」となるためには、この資本調達により財務基盤を強化すると同時に、上記「ビジネスモデルの再構築」の実行に向けた経営資源を確保することが財務戦略・経営戦略上極めて有意義であると判断いたしました。

記

### 1. 募集による新株式発行(本件内外募集)

(1) 募集株式の 下記 及び の合計による当社普通株式 302,635,000 株  
種類及び数

下記(4)記載の本件内外募集のうち引受人の買取引受けの対象となる株式  
として当社普通株式 292,135,000 株

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。

下記(4)記載の本件内外募集のうち海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する当社普通株式を追加的に発行することを請求する権利の対象となる株式の上限として当社普通株式 10,500,000 株

(ただし、上記募集株式数は上限を示したものの、また 及び 記載の株式数は見込数であり、需要状況により変更することがある。)

- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により平成 21 年 7 月 8 日(水)から平成 21 年 7 月 13 日(月)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 募集方法 日本国内外における募集とし、本件内外募集に係る発行株式の一部である上記(1) 記載の当社普通株式を大和証券エスエムビーシー株式会社、ドイツ証券株式会社、SMB C フレンド証券株式会社及び三菱UFJ証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。)に買取引受けさせる。当該株式の一部は、引受人の関連会社等を通じて、欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。また当社は、欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対する販売のために引受人に上記(1) 記載の当社普通株式を追加的に発行することを請求する権利を付与する。なお、本件内外募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして本件内外募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 21 年 7 月 15 日(水)から平成 21 年 7 月 21 日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000 株
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)、その他本件内外募集による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社執行役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 後記「2. 自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本件内外募集による新株式発行も中止する。

## 2. 自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 処分株式の種類及び数 普通株式 57,865,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 募集による新株式発行(本件内外募集)」(2)記載の本件内外募集における払込金額と同一の金額とする。

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。

- (3) 処分方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
 なお、売出価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は、前記「1．募集による新株式発行(本件内外募集)」(4)記載の本件内外募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出しにおける売出価格と引受人により当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。  
 なお、申込期間は前記「1．募集による新株式発行(本件内外募集)」(6)記載の本件内外募集における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成 21 年 7 月 15 日(水)から平成 21 年 7 月 21 日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。なお、払込期日は前記「1．募集による新株式発行(本件内外募集)」(7)記載の本件内外募集における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 平成 21 年 7 月 16 日(木)から平成 21 年 7 月 22 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、上記(6)記載の払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000 株
- (9) 払込金額、売出価格、その他本自己株式の処分に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社執行役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 前記「1．募集による新株式発行(本件内外募集)」が中止となる場合、本自己株式の処分も中止する。

### 3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 42,000,000 株  
 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、前記「1．募集による新株式発行(本件内外募集)」及び「2．自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 S M B C フレンド証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は前記「2．自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」(3)記載の引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 前記「1．募集による新株式発行(本件内外募集)」及び「2．自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案し、S M B C フレンド証券株式会社が当社株主より借受ける当社株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「2．自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」(5)記載の引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「2．自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」(7)記載の

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。

引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。

- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社執行役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 前記「1.募集による新株式発行(本件内外募集)」及び「2.自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止する。

#### 4. 第三者割当による新株式発行

(「3.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 42,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1.募集による新株式発行(本件内外募集)」(2)記載の本件内外募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 申込期日 平成21年8月10日(月)
- (5) 払込期日 平成21年8月11日(火)
- (6) 割当先 S M B C フレンド証券株式会社
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 上記(4)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社執行役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 前記「1.募集による新株式発行(本件内外募集)」及び「2.自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以上

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。

<ご参考>

1. 募集による新株式発行、自己株式の処分、当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行について

(1) 募集による新株式発行について

平成 21 年 6 月 26 日(金)開催の当社執行役会において決議された日本国内外における募集による新株式発行(以下、「本件内外募集」という。)に係る株式数は、302,635,000 株です。本件内外募集に係る株式数のうち、日本国内における募集(以下、「国内一般募集」という。)に係る株式数(以下、「国内募集株数」という。)の見込数は 222,135,000 株であり、欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下、「海外販売」という。)される株式数(以下「海外販売株数」という。)の見込数は 80,500,000 株であります。

なお、海外販売株数は、国内一般募集に係る株式とともに引受人の買取引受の対象となる株式の数(以下、「海外募集株数」といい、見込数は 70,000,000 株である。)及び海外販売のために当社が引受人に付与する当社普通株式を追加的に発行することを請求する権利の対象となる株式の数(以下、「海外追加発行オプション株数」といい、見込数は 10,500,000 株である。)の合計数であります。

なお、国内募集株数及び海外募集株数は、本件内外募集及び 57,865,000 株の自己株式の処分による売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)の需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定されます。

(2) オーバーアロットメントによる売出数及び第三者割当による発行数について

国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案し、42,000,000 株を上限とする当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、42,000,000 株を上限として S M B C フレンド証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成 21 年 6 月 26 日(金)開催の当社執行役会において、S M B C フレンド証券株式会社に割当先とする当社普通株式 42,000,000 株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成 21 年 8 月 11 日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

S M B C フレンド証券株式会社は、大和証券エスエムビーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、国内一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当又は海外販売に係る株式の決済に充当するためにドイツ証券株式会社に譲渡する場合があります。

また、S M B C フレンド証券株式会社は、大和証券エスエムビーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、申込期間終了日の翌日から平成 21 年 8 月 6 日(木)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C フレンド証券株式会社は、大和証券エスエムビーシー株式会社

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目録見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。

及びドイツ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

上記の他、申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式がある場合には、かかる当社普通株式の全部又は一部を海外販売に係る株式の決済に充当する場合があります。また、申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式が、大和証券エスエムビーシー株式会社に生じた場合には、当該当社普通株式のうち海外販売に係る株式の決済に充当されなかった当社普通株式について、S M B Cフレンド証券株式会社がこれを取得し、かかる当社普通株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

S M B Cフレンド証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式のうち貸借株式の返還に充当する株式数並びに安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、大和証券エスエムビーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B Cフレンド証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、S M B Cフレンド証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

## 2. 本件内外募集及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	1,404,664,772 株	(平成 21 年 5 月 31 日現在)
(2) 本件内外募集による増加株式数	302,635,000 株	(注 1)
(3) 本件内外募集後の発行済株式総数	1,707,299,772 株	(注 1)
(4) 第三者割当増資による増加株式数	42,000,000 株	(注 2)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	1,749,299,772 株	(注 2)

(注) 1. 前記「1. 募集による新株式発行(本件内外募集)」(1) に記載の権利全部を引受人が行使した場合の数字です。

2. 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全体に対し S M B C フレンド証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 今回の自己株式処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	58,322,556 株	(平成 21 年 5 月 31 日現在)
(2) 処分株式数	57,865,000 株	
(3) 処分後の自己株式数	457,556 株	

## 4. 調達資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

国内一般募集による差引手取概算額 132,360,292,000 円については、海外販売の差引手取概算額上限 47,965,600,000 円並びに本件内外募集と同日付をもって当社執行役会で決議された引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)による差引手取概算額 34,658,708,000 円及び本件第三者割当増資の差

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。

引手取概算額上限25,025,400,000円と合わせた、差引手取概算額合計上限240,010,000,000円について、リテールビジネス及びアジア・新興国を中心とした海外ビジネス等の拡大に向けて、ファンド出資資金に48,000,000,000円(一部連結子会社を通じた出資を含む。)当社の子会社への投融資に125,000,000,000円を充当します。当該子会社は、その資金を投融資及び運転資金に充当する予定であります。また、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

- (2) 前回調達資金の使途の変更  
該当事項はありません。

- (3) 業績に与える見通し  
当社グループの資本の健全性を高めることで、今後成長性を見込める事業に対する機動的な経営資源配分が可能となり、当社グループの成長につながると考えています。

## 5. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針

当社は利益配分を含む株主価値の持続的な向上を目指しております。今後の事業展開に要する内部留保を十分確保できた場合には、自社株買い入れ等も含めてより積極的に株主への利益還元を行う方針です。

- (2) 配当決定に当たっての考え方

中間配当及び期末配当の年2回を基本とし、安定性にも配慮した上で、連結業績を反映して半期毎に配当性向30%程度の配当を行う方針です。

- (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、株主価値の持続的な向上を目指し、成長性を見込める事業分野に対し優先的に投入してまいります。

- (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(連結)	67.90円	33.69円	63.16円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	28円 (12円)	22円 (12円)	8円 (5円)
実績配当性向(連結)	41.2%	65.3%	%
自己資本当期純利益率(連結)	10.8%	5.3%	11.1%
純資産配当率(連結)	4.4%	3.5%	1.4%

- (注) 1. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値です。  
2. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を純資産(期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均)で除した数値です。

## 6. その他

- (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

- (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式のストックオプション

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目録見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。

ン及び会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しております。当該制度の内容は次の通りであります。なお、今回の本件内外募集及び第三者割当増資後の発行済株式総数(前記<ご参考>2.(注)を参照のこと。)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は上限 0.80%となる見込みです。

ストックオプションの付与の状況(平成 21 年 5 月 31 日現在)

発行執行役員決議日	新株式発行 予定残数	行使価額	資本組入額	行使期間
平成 16 年 8 月 24 日	1,644,000 株	756 円	378 円	自 平成 18 年 7 月 1 日 至 平成 23 年 8 月 31 日
平成 17 年 6 月 24 日	504,000 株	1 円	1 円	自 平成 17 年 7 月 1 日 至 平成 37 年 6 月 30 日
平成 17 年 8 月 25 日	1,967,000 株	781 円	391 円	自 平成 19 年 7 月 1 日 至 平成 24 年 8 月 31 日
平成 18 年 6 月 24 日	293,000 株	1 円	1 円	自 平成 18 年 7 月 1 日 至 平成 38 年 6 月 30 日
平成 18 年 8 月 24 日	2,593,000 株	1,515 円	758 円	自 平成 23 年 7 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 23 日
平成 19 年 6 月 23 日	306,000 株	1 円	1 円	自 平成 19 年 7 月 1 日 至 平成 39 年 6 月 30 日
平成 19 年 8 月 23 日	2,570,000 株	1,224 円	612 円	自 平成 24 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 22 日
平成 20 年 6 月 21 日	350,000 株	1 円	1 円	自 平成 20 年 7 月 1 日 至 平成 40 年 6 月 30 日
平成 20 年 8 月 28 日	3,099,000 株	917 円	459 円	自 平成 25 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 20 日

(注)平成 21 年 6 月 26 日開催の当社執行役員会において決議された本件内外募集及び第三者割当による新株式発行により、新株予約権の行使価額が調整されることがあります。

ストックオプションの付与の状況(平成 21 年 6 月 20 日現在)

発行執行役員決議日	新株式発行 予定残数	行使価額	資本組入額	行使期間
平成 21 年 6 月 20 日	664,000 株	1 円	1 円	自 平成 21 年 7 月 1 日 至 平成 41 年 6 月 30 日

### (3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
始 値	1,572 円	1,435 円	866 円	448 円
高 値	1,673 円	1,449 円	1,187 円	741 円
安 値	1,170 円	809 円	314 円	445 円
終 値	1,423 円	864 円	428 円	668 円
株価収益率(連結)	21.0 倍	25.6 倍		

(注)1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成 22 年 3 月期の株価については、平成 21 年 6 月 25 日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の 1 株当たり当期純(連結)で除した数値であります。なお、平成 21 年 3 月期については、当期純損失が計上さ

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。



れているため記載しておりません。また、平成 22 年 3 月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

前記「1．募集による新株式発行（本件内外募集）」に記載の本件内外募集及び「2．自己株式の処分（引受人の買取引受けによる株式売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる株式売出しに関連して、当社は大和証券エスエムビーシー株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる株式売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券エスエムビーシー株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本件内外募集、第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券エスエムビーシー株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。